

## 熊野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和3年8月10日  
熊野市農業委員会

### 第1．基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

熊野市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、平地では、果樹を中心とした地域が多く、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、中山間地では稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら、取り組んでいく必要がある。

このような観点から、地域の強みを活かしつつ、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、熊野市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされ、令和5年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、本指針に基づき「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）を踏まえ、「目標及びその達成に向けた活動計画」を定めるものとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和3年4月)	1,186ha	104ha	8.76%
目 標 (令和5年4月)	1,174ha	93ha	7.92%

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制またはチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年4月)	1,186ha	96.1ha	8.10%
目 標 (令和5年4月)	1,174ha	102.1ha	8.69%

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 人・農地プランの作成や見直し時には、農業委員、推進委員が積極的に参画し、地域の担い手の掘り起こしや認定農業者の再認定への働きかけを強化する。また、地域の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングの強化を図る。

#### 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付を希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定が満了する農地等についてリスト化を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

#### 農地の利用調整と利用権設定について

- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地などの農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又はいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

#### 農地の所有者等を確認することが出来ない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確認することが出来ない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	多様な担い手数及び農地集積面積
現 状 (令和2年度実績)	36 経営体 3.09ha
目 標 (令和5年4月)	40 経営体 5ha

【目標設定の考え方】第2次熊野市総合計画の多様な担い手数及び農地集積面積目標数値を基準に近似値を設定した。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

市、県、JA等の農業関係団体との連携を強化し、各地区の貸し手、借り手の情報の把握に努め、農家相談において就農希望者への情報提供、意向調査、補助制度の紹介等、サポート体制を整えていくとともに、新規就農者の確保に努める。

農業委員や推進委員による日常活動等により所有者の状況と農地の現状把握を行うとともに、青年や女性、法人等に新たな担い手農家の掘り起こしを図っていく。

農地を所有していない新規就農者には農地銀行を活用し、農地の紹介を行うなど、積極的なマッチング活動に努めていく。